

平成29年第1回玉名市農業委員会総会議事録

平成29年1月5日（木）午後2時 玉名市役所4階 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	6番	横手 良弘	7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸
9番	荒木 享二	10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保
13番	森川 正志	14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸
17番	高根 政明	18番	取本 一則	19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公
21番	田上 一	22番	小山久仁江	23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美
25番	田上 敏正	26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜	28番	宇佐 勝則
29番	今上 公男	30番	平本 博	31番	永田 眞一	32番	出口 京子
33番	井本 義和	34番	尾池 秀實	35番	中村 亘	36番	丸山 陽治
37番	堀田 昌子	38番	村端 一弘				

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

0名

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂 正一郎
参事 西山 美和 主査 田川 由香 主事 野村 由香 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

第1号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第2号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第3号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第4号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第5号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第6号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第1号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第2号 農地の形状変更届について
第3号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（福田高広君） 皆様、明けましておめでとうございます。またよろしくお願いいいたします。

横手委員からは連絡来てないけど遅れていらっしゃるみたいですが、現在38名中37名出席でございます。農業委員会会議規則第6条により会議は成立しておりますので、ただいまから平成29年第1回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（福田高広君） 会長より御挨拶をいただき、会議規則第4条により議長をお願いし、議事進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、明けましておめでとうございます。

皆さんの御家庭では、新しい年を家族お揃いでお迎えのこととお慶び申し上げます。

しかしながら、2016年は大変な年でもございました。1月の大雪に始まり、それから4月の大震災、そして、各地におきましてもろもろの自然災害に見舞われまして、大変な1年だったかと思っております。

しかしながら、我々農業委員は後ろ向きではいけないと思います。前を向いてポジティブに前進をしながら、農家、農民の代表として、やっぱり前に突き進んでいくべきではないかと思っております。そのためには、農業委員の皆さんと共に協力をしながら、いろんな難問が出てくるとは思いますけれども、お互いに協力をしながら前に進んでまいりたいと思っております。どうか今年も皆さんと共にすばらしい1年になりますように、御協力、御鞭撻、そして御指導お願いいたしまして、年の初めの初会御挨拶に代えたいと思います。

どうぞ今年もひとつよろしくお願ひ申し上げます。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、早速でございますけれども、議事に入りたく思いますけれども、本日の議事録の署名委員は、2番の鶴田委員と3番の清田委員にお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、着席をもって議事進行をさせていただきます。

それでは、議第1号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題

平成29年第1回玉名市農業委員会総会議事録

平成29年1月5日（木）午後2時 玉名市役所4階 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	6番	横手 良弘	7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸
9番	荒木 享二	10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保
13番	森川 正志	14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸
17番	高根 政明	18番	取本 一則	19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公
21番	田上 一	22番	小山久仁江	23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美
25番	田上 敏正	26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜	28番	宇佐 勝則
29番	今上 公男	30番	平本 博	31番	永田 眞一	32番	出口 京子
33番	井本 義和	34番	尾池 秀實	35番	中村 亘	36番	丸山 陽治
37番	堀田 昌子	38番	村端 一弘				

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

0名

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂 正一郎
参事 西山 美和 主査 田川 由香 主事 野村 由香 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

第1号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第2号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第3号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第4号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第5号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第6号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第1号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第2号 農地の形状変更届について
第3号 許可不要転用届について

といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 1 ページからお願いいたします。

議第1号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成29年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、上天草市と中の申請人で、申請物件が横島町の田2,024㎡外1筆、計4,481㎡を農業廃止と経営拡張による売買です。

2番、福岡県福岡市と中の申請人で、申請物件が天水町の田188㎡外1筆、計414㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

3番、山田の申請人で、申請物件が山田の田227㎡を贈与するものです。

4番、山田と荒尾市の申請人で、申請物件が山田の田35㎡外1筆、計98㎡を相手方の要望と経営拡張による売買です。

5番、大阪府と中尾の申請人で、申請物件が三ツ川の畑698㎡外1筆、計940㎡を兄へ贈与するものです。

6番、川島の申請人で、申請物件が川島の田2,834㎡外3筆、計5,352㎡を子へ贈与するものです。

7番、津留の申請人で、申請物件が寺田の畑515㎡を子へ贈与するものです。

8番、大阪府大阪市と三ツ川の申請人で、申請物件が三ツ川の畑557㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

9番、大阪府大阪市と福岡県八女市の申請人で、申請物件が三ツ川の畑755㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

10番、大阪府大阪市と三ツ川の申請人で、申請物件が三ツ川の畑367㎡を贈与するものです。

11番、福岡県みやま市と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑597㎡外1筆、計975㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

12番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田2,907㎡を小作地取得による売買です。

以上12件、合計17,588㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術などの関係も問題ないこと、また、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） どうもありがとうございました。

説明がございました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。
1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） はい、3番、清田です。1番の案件について御説明を申し上げます。譲渡人は農業の廃止ということ、譲受人は経営拡張というふうなことでございます。

2番も併せて御説明申し上げます。2番の案件は、譲渡人が労力不足と譲受人の経営拡張というふうなことでございます。許可相当と判断いたしております。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、4番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。4番も案件について御説明いたします。

3番、4カ月か5カ月前に宅地分譲で販売された残りの土地が変形が残ったのを、その隣接地の譲受人へ交換、その譲受人分も少し食い込んでいたので、交換という形での贈与だそうです。

4番の件は、これはですね、98㎡ながら本当に農業をやられるんですかと聞いてみたんですけど、そしたら根菜類を作りに行くということですので、これも許可相当であろうと思います。

それと5番の案件、大阪の妹さんが中尾のお兄さんへ、もう作らないから贈与してくれということですので、問題ないと思います。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

3番、4番、5番、御説明をいただきました。

それでは、6番、どうぞ。

○10番（竹下宏介君） 10番、竹下です。6番の案件について御説明します。

譲渡人と譲受人は親子関係です。下限面積も満たされており、許可相当と判断します。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、7番、どうぞ。

○14番（下川 安君） はい、14番の下川です。

子への贈与のための申請ということになっています。1坪を効率的に利用するから、下限面積等も満たしておりますので、申請は問題ないというふうに思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番、9番、10番、続けて申し上げます。

○17番（高根政明君） 17番、高根です。8番、9番、10番について説明をいた

します。

3議案ともに譲渡人は同一であり、遠方にお住まいであるために、所有地を整理したいということでもあります。8番は、譲受人の経営拡張という申請理由であります。申請物件としては畑557㎡であります。

9番についても譲受人の経営拡張が申請の理由、申請物件としては畑756㎡であります。

10番は、申請理由として贈与、物件としては畑367㎡ありますが、譲受人がこれらの農地を今日まで管理しておられたということのようであります。

8番、9番、10番ともに下限面積も満たしており、許可すべきものと判断いたすところであります。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番、どうぞお願いします。

○20番（斎藤潔公君） 20番の斎藤です。11番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は親戚関係でありまして、長い間譲受人のほうで田畑を耕してあげていたようです。管理していたわけですね。それで今回、労力不足ということで、この譲受人のほうに売買ということになりました。特に問題はないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、12番、どうぞ。

○24番（徳井勝美君） 24番、徳井です。

譲渡人の畑を以前から小作されており、譲渡人が譲受人に買ってくださいということで相談されて、それから2人で行政書士のほうの代理人に手続きをお願いしますということでした。電話の確認で、全て終わりましたということを確認しましたので、何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員さんの説明が終わりました。御質疑、御質問などはございませんでしょうか。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。

○18番（取本一則君） 18番、取本ですが、3番のさっき贈与の交換みたいなことを何か言われましたけど、何か交換をされるんですか。交換だったら相手方が出てくるんじゃないかと思って。贈与だけですかこれは。

○5番（赤松繁之君） 前もって、何ていうかな、変形した土地の一部が残るけんが、これと自分ところの土地も少し前売ったところに関係しとるけんが、もうそれと交換でどがんですかという話がついてたみたいなんですよ。だけんが金銭が絡まない

から贈与という形でしかあげられませんというような話だったです。

○18番（取本一則君） 交換する物件のこれにもう一度あがってくるかなあて思うた
つですよね、別に、今度。譲受人から今度譲渡人にやるやつか、交換だったら。

○5番（赤松繁之君） いや、それはだから4カ月ぐらい、9月ぐらいだと思いますけ
ど、そのときに、「あ、1回あがとつとつですか、去年に」と呼ぶ者あり）はい。
（「この物件の別に」と呼ぶ者あり）はい。（じゃあそれとこれとですね）と呼ぶ
者あり）はい、それと絡めて。（「きょうは一緒になつとつとかなと思うたもんだ
けん。わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（永田知博君） ほかにはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） ほかに御意見、御質問もないようでございますので、採決に移
ります。

議第1号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請については、原案どおり許
可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

異議がないものと認め、議第1号は許可することに決定しました。

次に、議第2号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請についてを議題と
いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 5ページでございます。議第1号、農地の賃借権設定許可
申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃借権設定許可申請に
ついて許可するものとする。平成29年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永
田知博。

1番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,852㎡を労力不足と経営
拡張により、平成29年1月5日から5年間契約するものです。

2番、熊本市河内町と天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,017㎡を
労力不足と経営拡張により、平成29年1月5日から5年間契約するものです。

以上2件、合計2,869㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項、
各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、
労働力、技術、地域との関係も問題ないこと、下限面積許可要件も超えていること
から、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

説明が終わりました。

受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○23番（中島浩輔君） 23番、中島です。1番の案件について説明いたします。

貸人は労力不足ということで、借人は経営拡張、1,852㎡で5年間契約するということです。問題ないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○36番（丸山陽治君） 36番、丸山です。

貸人は労力不足、借人は経営拡張ということで、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、担当委員の説明が終わりました。

御質問、御意見ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第2号については、許可することに決定しました。

次に、議第3号、農地法第3条、農地の使用賃借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第3号、農地の使用賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成29年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、伊倉の申請人で、申請物件が伊倉の畑1,391㎡を農業者年金受給のため、平成29年1月5日から10年間契約するものです。

2番、神奈川県川崎市と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑191㎡外1筆、計599㎡を耕作不能と経営拡張のため、平成29年1月5日から1年間契約するものです。

3番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑1,334㎡を労力不足と相手方の要望のため、堀瀬29年1月5日から5年間契約するものです。

4番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑643㎡外3筆、計2,714

m²を耕作不便と相手方の要望のため、平成29年1月5日から5年間契約するものです。

5番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑457m²外2筆、計1,205m²を労力不足と相手方の要望のため、平成29年1月5日から5年間契約するものです。

6番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,884m²外1筆、計4,238m²を農業者年金受給のため、平成29年1月5日から10年間契約するものです。

7番、横島町と片諏訪の申請人で、申請物件が伊倉の田4,445m²を経営移譲のため、平成29年1月5日から20年間契約するものです。

8番、横島町と片諏訪の申請人で、申請物件が伊倉の田2,100m²外2筆、計4,059m²を経営移譲のため、平成29年1月5日から20年間契約するものです。

以上、8件、合計19,985m²を提案申し上げております。農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。

よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。

○11番（浦谷幸司君） 11番、浦谷です。1番について説明いたします。

貸人と借人は親子関係で、理由としては農業者年金受給のためで、これは再設定でございますので、許可相当と思われます。

よろしく願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。2番の案件を説明します。

貸人のほうは神奈川県におられて、耕作不能で借人のほうに大変迷惑をかけているということでした。それで、1年間ではあるけれども、一応貸してあげて、また近いうちに地元のほうに帰ろうかというふうな考えがあるそうです。そういうことで、借人のほうは下限面積も満たしておりますので、許可相当と思われました。

よろしく願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、4番、5番、続けてどうぞ。

○24番（徳井勝美君） 24番、徳井です。3番、4番、5番の案件について説明いたします。

3番、4番、5番トータルすると下限最低限の面積が整います。それで、貸人の理由は労力不足、相手方の要望ということです。

それと4番についても耕作不便、相手方の要望、5番についても労力不足、相手方の要望ということで、トータルすると下限面積を超えるということで、許可相当と判断いたします。

よろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

3番、4番、5番、説明が終わりました。

それでは、6番、どうぞ。

○28番（宇佐勝則君） 28番、宇佐です。

使用貸・借人は親子です。農業者年金受給のためということです。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から6番までについて、何か御質問、御意見がございましたら受けたいと思いますけれども。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○18番（取本一則君） 18番、取本ですが、3、4、5ですよね、3番、4番、5番の受人の方は66歳で、今現在78㎡で、これを全部足すと下限面積は足りると思うんですけど、この人は新規就農みたいな人ですかね。今までは田んぼを全然農地を持たない、ほとんど78㎡だから、新しく農業に携わるという。

○24番（徳井勝美君） あのですね、お父さんが亡くなられて、そこに今度は同居されたごたるという形でですね、以前からトラクターも全て死んなはったお父さんが揃えとらすとばってんが、お母さんじゃでけんけんが、同居してすつとにちょっと足らんもんだけんが、全部そのあたりば揃えんとまとまらんということで、近くの方からずっと寄せてもろたというごたつです。

○18番（取本一則君） はい、わかりました。ということは、奥さんのところの娘婿さんかなんか。（「そうそう、そがんなつです」と呼ぶ者あり）・・・娘さんの奥さんのほうの親父さんのほうの面積はあるわけですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）本人さんだけが78㎡しかなかったけんということね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。以上です。よございます。

○議長（永田知博君） それではほかにはございせんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、ほかには質問もないようでございますので、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、1番から6番までは、原案どおり

許可することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第3号の1番から6番までについては、許可することに決定しました。

7番、8番につきましては、申請人が農業委員本人及び配偶者となっております。議事参与の制限がございますので、まずここで御退席をお願いいたします。

— 25番 田上敏正君 退室 —

○議長(永田知博君) それでは、7番、8番。

○12番(志水武保君) はい、12番、志水です。貸人は本人と奥さんでございます。

それで、受人は、娘婿さんでございます。要するに親子関係でございますね、受人も私と一緒にミニトマトの部会員として頑張っておられるよき後継者でございますので、何ら問題はないかと思えます。経営移譲ということで、以上です。

引き続きまして、7番、8番の説明も終わりました。この7番、8番についての御質問などはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御質問もないようでございますので、7番、8番について採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、7番、8番は、原案どおり許可することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第3号、7番、8番については、許可することに決定いたしました。

次に、議第4号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長(福田高広君) 議第4号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成29年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が大浜町の91㎡外1筆、計819㎡で、転用目的は農家住宅です。農地区分は、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますが、土地の周辺に居住する者の日常生活上、また業務上必要な施設で、集落接続ということで許可可能でございます。

2番、申請物件が両迫間の田600㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断しております。

3番、申請物件が石貫の畑961㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地と判断しております。

4番、申請物件が横島町の田402㎡で、転用目的は犬用美容室兼ホテル及びドッグランでございます。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上4件、合計2,782㎡を提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査した結果、不都合のないもの判断いたしましたので提案申し上げております。地元委員さんと同行の上、現地調査を行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、説明が終わりました。受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番につきましては始末書が添付されておりますので、始末書の朗読をお願いいたします。

○主事（笠原大志郎君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、それでは、1番、どうぞ。

○9番（荒木享二君） 9番、荒木です。本件について説明します。

本件は、去年の熊本地震により住宅が全壊状態になり、住宅の建て替えようとなりましたが、その土地がまだ田ということになっておりますので、それを地目変換するためにはしなければ家が建てられないということで申請です。

住宅は元あったところに建てるために、周りに迷惑をかける心配はありません。生活排水は合併槽で近くの排水に流します。雨水は敷地内に雨水枡を設けて水路に流すそうです。長年住んでいるため、ほかにも土地がないためにここに建てたいということです。審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○14番（下川 安君） 14番の下川です。2番について説明をします。

この申請は太陽光発電施設のそのための申請ということです。場所はですね、ブ

リジストンタイヤ熊本工場の北側の農地で、第2種農地と判断されます。計画としてはパネルを192枚、49.92kwの発電ということになっています。

太陽光発電ということで、給排施設は関係ないけど、雨水は地下浸透ということで、それが処理できない部分は、ちょっと傾斜をつけて、北側の側溝に流すということの計画です。被害防除としては、パネルの高さは1.5m程度ということで、通風・日照とも問題ないのかなというふうに思います。

現地調査の結果、申請は問題ないというふうに思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○18番（取本一則君） 18番、取本です。

申請人は今回太陽光発電、この太陽光発電は、この申請人はもう2回目でございます。前回はこの申請人の住家の東側に1回この太陽光を設置いたしております。今回もその宅地の隣接地に農地の現在柿と梨を今、植えてありますけど、なにぶん10年ぐらい経っても全然成長しなくて、なりもしなくて、本人も収穫も何もできないということで、今回の太陽光の設置に踏み切ったようでございます。

現在、この農地の北側と南側には側溝が入っておりまして、雨水関係はそのほうでこの設置した側溝で拾うということでございます。パネルの数は288枚ということで、この961㎡の中に全体にまんべんなく設置するということでございます。九州看護福祉大学のすぐ北側ですけど、周りには彼の家とほかに1軒家があるぐらいで、この太陽光による光の反射とか、そういうのはあんまり影響はないように思われます。以上でございます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番について御説明どうぞ。

○29番（今上公男君） 29番、今上です。4番の案件について説明します。

申請人は犬の美容室を営んでおりますが、お客さんから宿泊での預かりの要望が多くあったため、今回ペットホテル兼美容室を実家近くに建設するものです。併せて、預かった犬を運動させるために、フェンスで囲ったドッグランスペースも設けるとのことでした。

現地を確認しましたが、周りが住宅に囲まれ、被害が生じるような農地もないことなどから、今回の計画に関しては、何ら問題なく許可相当と考えます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第4号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第5号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長(福田高広君) 議第5号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成29年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が築地の田534㎡外2筆、計2,353㎡で、転用目的は分譲住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途内の区域で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が大浜町の田127㎡で、転用目的は農業用倉庫です。農地区分は、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますが、農地の周辺に居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落接続ということで許可可能でございます。

3番、両迫間の畑490㎡で、転用目的は露天資材置場です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断しております。

4番、申請物件が天水町の田146㎡で、転用目的が駐車場でございます。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断しております。

以上4件、合計3,116㎡を御提案申し上げます。

申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合のないものと判断しましたので御提案申し上げます。

地元委員さんと同行の上、現地調査も行っております。よろしく願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

それでは、1番より説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○5番(赤松繁之君) 5番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

申請人は宅地建物取引業で、分譲住宅10区画を造成するための申請です。場所

は築山小学校の南に100mぐらいのところで、東側は境川、南は水路で、西側は市道、北側には農地があります。都市計画地の一部でありますので、そして、造成は周りをL型擁壁を設置するというので、給水は計画地西側の市道内に公共上水道が通っておりますので、これを利用し、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は、公共下水道へ接続、放流すること。北側農地には、影響の少ないように、境から離して家を建てるということで、現地調査の結果、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

2番につきましては、始末書が添付されておりますので、始末書の朗読をお願いいたします。

○主事（笠原大志郎君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ただいま始末書を朗読いたしました。

2番について説明をお願いいたします。

○9番（荒木享二君） 9番、荒木です。本件について説明します。

譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、昭和58年ごろに交換し、その後農業倉庫を建設し、現在に至っているということです。今回宅地に変更するというのであります。現在、土地には農業倉庫が建ててあり、雨水については、敷地内に用水枡を設置して用水に流すということです。現在、周りに何も迷惑もかかっていないので、問題ないと思われます。審議のほどをよろしくお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○14番（下川 安君） 14番の下川です。3番について御説明をします。

譲受人は、申請地に隣接するところに住んでいる建設関係の自営業者ということで、この申請地を建設の資材置場として利用するという計画です。申請地は、先ほどのブリジストンタイヤの熊本工場の北側の農地で、生産性の低い農地で第2種農地を判断をされます。

申請地、資材置場ということで給排水設備はありませんけども、被害防除として、設置後もですね、土砂の流出はないと思われるところなんですけども、隣接の水路に土砂が流れ込まないようにブロックを1段積むとか、そういう対策をするなど、周囲に迷惑をかけないように十分配慮するような計画になっております。現地調査の結果、申請は問題ないというふうに思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○31番（永田眞一君） 31番、永田です。4番の案件について説明します。

本件は建物をリフォームして、東側に駐車場として使用して販売するものです。駐車場はバラスを敷いて、雨水は自然浸透、現地調査の結果、何も問題なく許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第5号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第6号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第6号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成29年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用集積計画案のとおり、玉名市長より意見を求められております。15ページから27ページまでの集積でございます。

所有権移転が10件の60,499㎡、利用権設定が127件の370,407㎡で、合計137件、430,906㎡の集積でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御提案申し上げております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

農用地利用集積計画案の意見決定について、御質問などございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようですので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第6号については、原案どおり決定することに決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長(永田知博君) 次に、報告第1、2、3号について、事務局より説明を求めます。

○事務局長(福田高広君) 報告第1号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しましたので報告いたします。平成29年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

28ページから42ページまでの58件、合計179,698㎡の解約の通知を受理しております。

続きまして、43ページでございます。報告第2号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告いたします。平成29年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は6件の届出を受理しております。

最後に45ページでございます。

報告第3号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成29年1月5日、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件を受理しております。

以上、3件の報告を終わります。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま報告第1、2、3号について、事務局より説明が終わりました。

皆さんより、何か御質問、御意見などはございませんでしょうか。(「はい、ちょっとよかですか」と呼ぶ者あり)どうぞ。

○13番(森川正志君) 何しろ勉強不足でわからんもんだけんですね、この7ページのNo.4ですね、ここで耕作不便であっじゃなかですか。耕作不便と相手方の要望(「耕作不便ですか」と呼ぶ者あり)はい、この耕作不便というやつはどのようなやつですか。

○参事(西山美和君) 不便というやつはちょっと、距離が遠かったり、自分の農地よりちょっと離れたところにある。

○13番(森川正志君) 点々とあつてということね。ここにね、畑を田にしたりいろいろ

ろあったい、4件。（「現況がだろろう」と呼ぶ者あり）うん、（「現況がですね、・・・」と呼ぶ者あり）だけん耕作不便でいうなら、これは、崖だったり、そういうやつかなあて思うたったいな。

（雑談）

○議長（永田知博君）（「よかですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○18番（取本一則君）耕作不便のそこはよく相手がたい、こら不便ばってんようこの人が目をつぶって作ってやらすねえて思う。本人さんがどがんもがんもでけんばいたていうごたつとば、あっちゃん行ったりこっちゃん行ったりせなんとば、この人が、この3、4、5のこの78㎡持とんなる人は、5反にね、下限面積にするため、不便のところでんどこでんよかばってんたい、そういう意味があつとだろこれは、ほんなこつは、ほんなこつはそがんだろがいた。5,000㎡に下限面積ばすっため、どぎゃんとでん農地ならたい、実際ここは作りに行きなはらんで思うよ、へたすりゃあ。（「作りますということですので」と呼ぶ者あり）そらそがんたい、作らんで言わん、作らんで言わんたい。ほるけんね、なんかここはほう、今、質問がね、こがんなかごつね、何かもうちょっと不便て書くと森川さんのすぐ気づきはるけん、ほるけんちょっと耕作に行きにつか。

○議長（永田知博君）森川委員、今のはよろしいですか。

○13番（森川正志君）はい、わかりました。

○議長（永田知博君）ほかには何かございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君）質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を、以上をもちまして終わりたいと思います。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君）これからその他に移ります。その他何かございませんでしょうか。

-----○-----

7. 閉会

○議長（永田知博君）それでは、慎重なる御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

本日はどうもお疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後2時50分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成29年1月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 鶴田 克士

農 業 委 員 清田 順次